

令和7年8月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和7年8月定例教育委員会提出案件

(令和7年8月22日提出)

(議案事項)

議第29号	令和7年度9月補正（第3号）について	P	1
議第30号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P	17
議第31号	中津市スポーツ推進委員の委嘱について	P	25
議第32号	事業契約の締結について（（仮称）中津市新学校給食共同調理場整備運営事業）	P	27
議第33号	耶馬溪ダムスポーツ公園の指定管理者制度導入に伴う関係条例及び規則の改正について	P	29
議第34号	中津南高等学校耶馬溪校の全国募集に伴う学生寮の設置及び管理に関する条例及び規則の制定について	P	45

(報告事項)

報 告	中学校体育連盟 全国・九州大会出場費補助要領の一部改正概要について	P	47
-----	-----------------------------------	---	----

令和7年度9月補正（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	11,400,000	△372,515	11,027,485
	1 地方交付税	11,400,000	△372,515	11,027,485
15	国庫支出金	9,157,872	56,771	9,214,643
	2 国庫補助金	2,429,663	54,593	2,484,256
	3 委託金	32,720	2,178	34,898
16	県支出金	4,148,194	1,862	4,150,056
	1 県負担金	2,620,321	2,250	2,622,571
	2 県補助金	1,282,192	△388	1,281,804
18	寄附金	404,260	10,650	414,910
	1 寄附金	404,260	10,650	414,910
19	繰入金	2,434,940	△264,427	2,170,513
	1 基金繰入金	2,401,872	△276,562	2,125,310
	2 特別会計繰入金	33,068	12,135	45,203
20	繰越金	1	655,428	655,429
	1 繰越金	1	655,428	655,429
21	諸収入	798,597	140,983	939,580
	5 雑入	725,573	140,983	866,556
22	市債	3,624,500	213,900	3,838,400
	1 市債	3,624,500	213,900	3,838,400
	歳 入 合 計	47,860,190	442,652	48,302,842

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,262,759	32,768	5,295,527
	1 総務管理費	4,290,460	29,934	4,320,394
	3 戸籍住民基本台帳費	367,740	2,992	370,732
	5 統計調査費	52,654	△158	52,496
3	民生費	18,660,278	88,237	18,748,515
	1 社会福祉費	8,039,464	7,627	8,047,091
	2 児童福祉費	8,489,945	39,740	8,529,685
	3 生活保護費	2,127,941	40,870	2,168,811
4	衛生費	4,328,907	77,508	4,406,415
	1 保健衛生費	2,789,528	77,508	2,867,036
	2 清掃費	1,539,379	0	1,539,379
5	労働費	47,724	0	47,724
	1 労働諸費	47,724	0	47,724
6	農林水産業費	2,051,457	8,186	2,059,643
	1 農業費	1,544,175	7,008	1,551,183
	3 水産業費	66,786	1,178	67,964
7	商工費	1,093,008	1,000	1,094,008
	1 商工費	1,093,008	1,000	1,094,008
8	土木費	4,430,439	△164,261	4,266,178
	1 土木管理費	605,461	△5,185	600,276
	2 道路橋りょう費	1,798,136	△119,376	1,678,760
	3 河川費	219,628	4,350	223,978
	4 港湾費	31,243	1,966	33,209
	5 都市計画費	1,503,785	△11,970	1,491,815
	6 住宅費	272,186	△34,046	238,140
9	消防費	1,843,745	6,138	1,849,883

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 1,843,745	千円 6,138	千円 1,849,883
10	教育費	5,217,032	319,266	5,536,298
	1 教育総務費	952,683	17,422	970,105
	2 小学校費	1,191,903	8,345	1,200,248
	3 中学校費	570,169	261,802	831,971
	5 社会教育費	1,089,263	100	1,089,363
	6 保健体育費	993,294	31,597	1,024,891
11	災害復旧費	309,594	73,810	383,404
	1 農林水産施設災害復旧費	309,592	24,810	334,402
	2 公共土木施設災害復旧費	2	49,000	49,002
歳 出 合 計		47,860,190	442,652	48,302,842

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業費	88,800
土木費	道路橋りょう費	全徳是則線外2線道路改良事業費	35,000
土木費	道路橋りょう費	一ッ松718号線道路改良事業費	15,500
土木費	道路橋りょう費	相原村中線外1線道路改良事業費(通学路関連)	24,100
土木費	道路橋りょう費	宮永・湯屋線道路改良事業費	5,500
土木費	道路橋りょう費	是則二号線交差点改良事業費	19,000
土木費	道路橋りょう費	鍋島桜洲橋県道線(1工区)道路改良事業費	23,600
土木費	道路橋りょう費	上池永大法寺永添線道路改良事業費	60,500
土木費	道路橋りょう費	倉谷線道路改良事業費	28,000
土木費	道路橋りょう費	樋田中島線災害防除事業費	31,000
土木費	道路橋りょう費	万田沖代線道路整備事業費	77,044
土木費	道路橋りょう費	下池永西大新田線外1線道路改良事業費	5,000
土木費	道路橋りょう費	成恒西秣線道路改良事業費	53,080
土木費	道路橋りょう費	杉畑上ノ畑線災害防除事業費	38,720
土木費	道路橋りょう費	宮ノ馬場町丈線道路改良舗装事業費	50,000
土木費	道路橋りょう費	田中・森山線外3線歩道設置事業費	99,300
土木費	道路橋りょう費	佐知臼木線道路改良事業費	6,500
土木費	河川費	排水路整備事業費(本耶馬溪支所)	34,000
土木費	都市計画費	宮永角木線街路事業費	92,500
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林業用施設災害復旧事業費 (令和5年7月線豪雨関連)	267,398
災害復旧費	公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧事業費 (令和7年梅雨前線豪雨関連)	22,000
災害復旧費	公共土木施設 災害復旧費	河川堤防災害復旧事業費 (令和7年梅雨前線豪雨関連)	27,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
クリーンプラザ運転管理委託料	令和12年度まで	1,131,620千円以内
清掃センター運転管理委託料	令和12年度まで	883,550千円以内

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路メンテナンス事業	120,200	証 書 借 入 又 証 券 発 行 (政 府 資 金 分 行 他 大 銀 行 の 他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農地及び農業用施設 災害復旧事業	6,400			
河川堤防災害復旧事業	27,000			
道路橋りょう 災害復旧事業	22,000			

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	58,400	証 書 借 入 又 証 券 発 行 (政 府 資 金 分 行 他 大 銀 行 の 他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 及び大分県 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換える ことができ る。	60,300	補 正 前 に 同 じ		
浄水場整備事業	302,800				367,400			
用水路整備事業	41,100				44,400			
道路橋りょう 新設改良事業	420,800				457,800			
社会資本整備事業	222,500				143,300			
砂防事業県工事負担金	19,400				22,200			
街路事業県工事負担金	31,900				42,000			

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業	40,100	証書借入 又証券発行 (政府資金 大銀所の 金県行他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	47,800	補正前に同じ		
公園整備事業	41,200				22,400			
公園施設長寿命化対策事業	15,000				14,700			
公営住宅整備事業	39,300				22,000			
小学校施設大規模改造事業	4,700				5,700			
中学校整備事業	26,000				157,700			
体育施設整備事業	25,300				27,300			
林業用施設災害復旧事業	11,000			19,300				

3. 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋りょう長寿命化修繕事業	51,400	証書借入 又証券発行 (政府資金 大銀所の 金県行他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
トンネル長寿命化修繕事業	18,000			
横断歩道橋長寿命化修繕事業	47,100			

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	11,400,000	△372,515	11,027,485
1	地方交付税	11,400,000	△372,515	11,027,485
1	地方交付税	11,400,000	△372,515	11,027,485
15	国庫支出金	9,157,872	56,771	9,214,643
2	国庫補助金	2,429,663	54,593	2,484,256
1	総務費国庫補助金	796,477	41,716	838,193
2	民生費国庫補助金	473,964	335	474,299
4	土木費国庫補助金	592,350	△111,748	480,602
6	教育費国庫補助金	377,072	124,290	501,362
3	委託金	32,720	2,178	34,898
1	総務費委託金	7,500	2,178	9,678
16	県支出金	4,148,194	1,862	4,150,056

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	△372,515	普通交付税	△372,515
1 総務管理費補助金	40,902	物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金	40,902
2 戸籍住民基本台帳費補助金	814	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	814
1 社会福祉費補助金	335	障害者総合支援事業費補助金	335
1 道路橋りょう費補助金	△82,477	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 道路メンテナンス補助金 交通安全施設等整備事業費補助金	△31,178 △4,140 5,102 △52,261
2 都市計画費補助金	△10,660	防災・安全交付金 交通安全施設等整備事業費補助金	△21,110 10,450
3 住宅費補助金	△18,611	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	△16,019 △2,592
2 中学校費補助金	124,290	空調設備整備臨時特例交付金	124,290
2 戸籍住民基本台帳費委託金	2,178	中長期在留者住居地届出等事務費委託金	2,178

16款 県支出金
1項 県負担金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	県負担金	2,620,321	2,250	2,622,571
1	総務費県負担金	39,230	2,250	41,480
2	県補助金	1,282,192	△388	1,281,804
1	総務費県補助金	29,543	44	29,587
4	農林水産業費県補助金	442,973	△186	442,787
6	土木費県補助金	14,841	△1,296	13,545
8	教育費県補助金	63,589	1,050	64,639
18	寄附金	404,260	10,650	414,910
1	寄附金	404,260	10,650	414,910
3	総務費寄附金	957	50	1,007
5	教育費寄附金	301	10,600	10,901
19	繰入金	2,434,940	△264,427	2,170,513
1	基金繰入金	2,401,872	△276,562	2,125,310

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費負担金	2,250	地籍調査費負担金	2,250
1 総務管理費補助金	44	土地利用規制等対策費交付金	44
1 農業費補助金	△186	繁殖雌牛基盤拡大対策事業費補助金 後継牛能力向上対策事業費補助金 増頭支援対策事業費補助金 更新促進対策事業費補助金 高能力雌牛保留促進対策事業費補助金（ゲノム検査事業）	△4,087 △500 1,837 2,150 414
1 住宅費補助金	△1,296	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	△1,296
1 教育総務費補助金	1,050	部活動指導員活用事業補助金 登校支援員活用事業補助金	△282 1,332
1 総務費寄附金	50	交通安全対策指定寄附金	50
2 社会教育費寄附金	100	図書及び図書館備品指定寄附金 文化財指定寄附金	50 50
3 中学校費寄附金	3,202	中学校指定寄附金	3,202
4 小学校費寄附金	7,298	小学校指定寄附金	7,298

19款 繰入金
1項 基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	財政調整基金繰入金	1,618,112	△201,562	1,416,550
6	ふるさとなかつ応援基金繰入金	200,326	△75,000	125,326
2	特別会計繰入金	33,068	12,135	45,203
1	国民健康保険事業特別会計繰入金	1	7,888	7,889
2	介護保険事業特別会計繰入金	33,066	3,505	36,571
3	後期高齢者医療特別会計繰入金	1	742	743
20	繰越金	1	655,428	655,429
1	繰越金	1	655,428	655,429
1	繰越金	1	655,428	655,429
21	諸収入	798,597	140,983	939,580
5	雑入	725,573	140,983	866,556
3	雑入	725,566	140,983	866,549

節		金 額	説 明	
区 分				
1	財政調整基金繰入金	△201,562	財政調整基金繰入金	△201,562
1	ふるさとなかつ応援基金繰入金	△75,000	ふるさとなかつ応援基金繰入金	△75,000
1	国民健康保険事業特別会計繰入金	7,888	国民健康保険事業特別会計繰入金	7,888
1	介護保険事業特別会計繰入金	3,505	介護保険事業特別会計繰入金 重層の支援体制整備事業繰入金	3,503 2
1	後期高齢者医療特別会計繰入金	742	後期高齢者医療特別会計繰入金	742
1	繰越金	655,428	繰越金	655,428
9	雑入	140,983	学校管理者賠償責任保険金収入 特別障害者手当等給付費国庫負担金(過年度分) 障害者自立支援医療費国庫負担金(過年度分) 障害者自立支援医療費県費負担金(過年度分) 介護給付・訓練等給付費国庫負担金(過年度分) 介護給付・訓練等給付費県費負担金(過年度分) 後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金	11,550 21 11,116 2,599 8,089 4,044 102,831

21款 諸収入
5項 雑入

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	3,624,500	213,900	3,838,400
1	市債	3,624,500	213,900	3,838,400
1	総務債	169,900	1,900	171,800
3	衛生債	413,900	64,600	478,500
4	農林水産業債	309,000	3,300	312,300
6	土木債	1,218,000	△54,300	1,163,700
8	教育債	856,500	134,700	991,200
9	災害復旧債	11,000	63,700	74,700

節		説 明	
区 分	金 額		
		施設型給付費等事業費補助金（過年度分） 移住応援給付金返還金	133 600
1	総務管理債	1,900	庁舎整備事業債 1,900
1	保健衛生債	64,600	浄水場整備事業出資債 64,600
1	農業債	3,300	用水路整備事業債 3,300
1	道路橋りょう債	△38,500	橋りょう長寿命化修繕事業債 △51,400 道路橋りょう新設改良事業債 37,000 社会資本整備事業債 △79,200 トンネル長寿命化修繕事業債 △18,000 横断歩道橋長寿命化修繕事業債 △47,100 道路メンテナンス事業債 120,200
2	河川債	2,800	砂防事業県工事負担金債 2,800
4	都市計画債	△1,300	街路事業県工事負担金債 10,100 公園整備事業債 △18,800 公園施設長寿命化対策事業債 △300 街路事業債 7,700
5	住宅債	△17,300	公営住宅整備事業債 △17,300
1	小学校債	1,000	小学校施設大規模改造事業債 1,000
2	中学校債	131,700	中学校整備事業債 131,700
4	保健体育債	2,000	体育施設整備事業債 2,000
1	農林水産施設 災害復旧債	14,700	農地及び農業用施設災害復旧事業債 6,400 林業用施設災害復旧事業債 8,300
2	公共土木施設 災害復旧債	49,000	河川堤防災害復旧事業債 27,000 道路橋りょう災害復旧事業債 22,000

10款 教育費
1項 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	5,217,032	319,266	5,536,298	156,466	134,700	16,560	11,540
1	教育総務費	952,683	17,422	970,105	1,050		8,762	7,610
3	教育振興費	523,448	17,422	540,870	1,050		8,762	7,610
					県支出金		繰入金	
					1,050		△2,788	
							諸収入	
							11,550	

節		説 明
区 分	金 額	
1	報酬	672
3	職員手当等	205
8	旅費	51
10	需用費	2,000
12	委託料	1,778
17	備品購入費	1,716
21	補償補填及び賠償金	11,000
		001 教育振興事業費
		01 報酬
		(部活動指導員報酬)
		(登校支援員報酬)
		03 職員手当等
		(会計年度任用職員期末手当)
		(会計年度任用職員勤勉手当)
		08 旅費
		(費用弁償)
		10 需用費
		(修繕料)
		12 委託料
		(施設改修委託料)
		(示談業務委託料)
		17 備品購入費
		(管理備品)
		21 補償補填及び賠償金
		(損害賠償金)
		17,422
		672
		(△336)
		(1,008)
		205
		(137)
		(68)
		51
		(51)
		2,000
		(2,000)
		1,778
		(1,140)
		(638)
		1,716
		(1,716)
		11,000
		(11,000)

10款 教育費
2項 小学校費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
10	教育費	5,217,032	319,266	5,536,298	156,466	134,700	16,560	11,540
2	小学校費	1,191,903	8,345	1,200,248		1,000	7,298	47
1	学校管理費	425,511	8,345	433,856			7,298 寄附金 7,298	1,047
3	学校建設費	234,900	0	234,900		1,000 市債 1,000		△1,000

節		説 明
区 分	金 額	
7	報償費	168
10	需用費	1,120
11	役務費	20
12	委託料	6,937
13	使用料及び賃借料	100
		001 小学校管理事業費
		07 報償費 (記念品)
		10 需用費 (消耗品費) (印刷製本費)
		11 役務費 (通信運搬費)
		12 委託料 (映像編集委託料) (施設改修委託料)
		13 使用料及び賃借料 (音響機器使用料)
		8,345
		168 (168)
		1,120 (520) (600)
		20 (20)
		6,937 (139) (6,798)
		100 (100)
		財源更正

10款 教育費
3項 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	5,217,032	319,266	5,536,298	156,466	134,700	16,560	11,540
	3	中学校費	570,169	261,802	831,971	124,290	131,700	3,202	2,610
		1 学校管理費	249,500	261,802	511,302	124,290	131,700	3,202	2,610
						国庫支出金	市債	寄附金	
						124,290	131,700	3,202	

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,202	001 中学校管理事業費 12 委託料 (施設改修委託料)
14 工事請負費	258,600	14 工事請負費 (施設改修工事)
		261,802 3,202 (3,202) 258,600 (258,600)

10款 教育費
5項 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	5,217,032	319,266	5,536,298	156,466	134,700	16,560	11,540
	5	社会教育費	1,089,263	100	1,089,363			△2,229	2,329
		1 社会教育総務費	286,273	0	286,273			繰入金 △2,329	2,329
		3 図書館費	235,755	50	235,805			寄附金 50	
		4 文化財保護費	270,175	50	270,225			寄附金 50	

節		説 明	
区 分	金 額		
		財源更正	
17 備品購入費	50	002 小幡記念図書館事業費 17 備品購入費 (図書類)	50 50 (50)
17 備品購入費	50	016 中津市歴史博物館管理事業費 17 備品購入費 (電化製品)	50 50 (50)

10款 教育費
6項 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	5,217,032	319,266	5,536,298	156,466	134,700	16,560	11,540
	6	保健体育費	993,294	31,597	1,024,891	31,126	2,000	△473	△1,056
		1 保健体育総務費	86,732	0	86,732			△473 繰入金 △473	473
		2 体育施設費	271,163	0	271,163		2,000 市債 2,000		△2,000
		3 学校給食運営費	635,399	31,597	666,996	31,126 国庫支出金 31,126			471

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
18 負担金補助及び交付金	31,597	007 学校給食運営事業費（物価高騰対策） 18 負担金補助及び交付金 （学校給食提供支援補助金）
		31,597 31,597 (31,597)

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、令和6年度の報告書を取りまとめましたので、公表及び議会への報告の承認をいただきたく、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版

(令和 6 年度対象)

I はじめに

1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

(1) 法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

(2) 実施方法

①対象期間

令和 6 年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、「なかつ安心・元気・未来プラン 2017（第五次中津市総合計画）」及び「第 2 期中津市教育振興基本計画」に基づき各種施策を推進しており、令和 6 年度は重点的な 26 項目について点検・評価を行いました。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用にあたっては、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会（教育厚生委員会）に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成 (80%以上)
4	着実に進捗 (相当程度達成・79~60%)
3	やや不十分 (59~40%)
2	不十分 (39~20%)
1	抜本的見直しが必要 (19~0%)

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

II 点検・評価

以下に、令和6年度の具体的な施策内容、評価結果などについて報告します。

1. 施策名と評価一覧

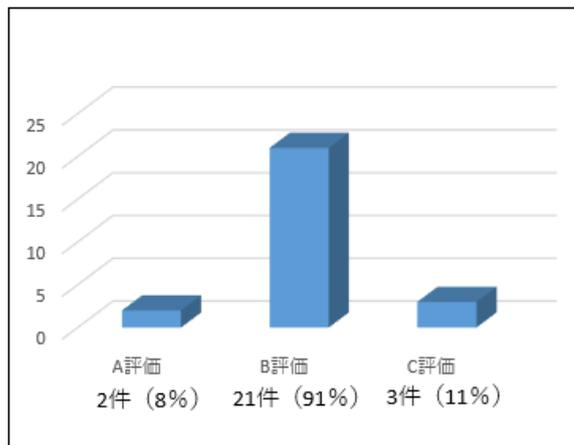
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (学校教育)	小・中学校教育の 充実	1 確かな学力の育成	3	C	学校教育課
		2 組織的ないじめ・不登校対策の 推進	4	B	学校教育課
		3 新しい時代に必要な総合力の育 成	3	C	学校教育課
		4 【新規】学校のあり方検討委員 会（仮称）の設置	3	C	教育総務課
	幼児教育の充実	5 幼稚園教育内容の充実	4	B	学校教育課
	安心安全な学校施設 の計画的整備促進	6 安心安全な学校施設の計画的整 備	5	A	教育総務課
	学校給食の充実	7 安全・安心な給食提供のための 環境整備及び地産地消の推進	4	B	体育・給食 課
学びたい教育の まちづくり (生涯学習・産 業教育の推進)	生涯学習の推進	8 生涯学習推進基盤の整備及び公 民館、コミュニティーセンター の利用促進	3	B	社会教育課
		9 学習機会の拡充と学習効果の活 用	3	B	社会教育課
		10 新中津市学校の活用	4	B	社会教育課
	教育の協働の推進	11 協育による中津の子ども未来創 造事業の充実	3	B	社会教育課
	生涯学習センター「ま なびん館」の充実	12 生涯学習センター事業の推進	4	B	社会教育課
	産業教育の推進	13 体験学習・遠隔講座等を通した未 来を広げるキャリア教育の推進	4	B	学校教育課
		14 多様な体験の場の活用	3	B	社会教育課
	図書館の充実	15 図書館機能の充実	4	B	小幡記念図 書館
16 読書活動の推進		4	B	小幡記念図 書館	

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
学びたい教育の まちづくり (文化・スポーツの推進)	スポーツの振興	17	生涯スポーツの推進	3	B	体育・給食課
		18	競技力向上及びジュニアの育成	3	B	体育・給食課
		19	市民ニーズに応えるスポーツ施設の整備や多機能多目的な施設利用	3	B	体育・給食課
		20	令和6年全国高等学校総合体育大会(インターハイ)受け入れ準備及び実施	5	A	体育・給食課
	文化・芸術活動の推進	21	文化施設の充実	4	B	社会教育課
		22	文化芸術活動の推進	4	B	社会教育課
	歴史と文化の伝承	23	文化財調査の充実と保護の促進	4	B	社会教育課
		24	文化財整備・活用の推進	4	B	社会教育課
		25	博物館を核とした中津市の魅力発信	4	B	社会教育課
	学びたい教育の まちづくり (教育委員会活動の充実)	教育委員会活動の充実	26	教育委員会の機能強化	4	B

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価2件、B評価21件、C評価は3件となりました。

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

令和5年度と比較すると、A評価は1件増加し、全体的には成果が見られる一方で、C評価は2件増加（新規事業含む）しており、更なる取り組みが求められる状況です。

A評価となった施策「安心安全な学校施設の計画的整備」では、「中津市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化対策及び教育環境の改善に努めました。令和6年度は小学校3校の屋外トイレと中学校1校の屋内運動場のトイレ改修を行い、また省エネルギー化及び教育環境の向上のため小中学校7校の屋内運動場の照明のLED化改修工事を行いました。

同じくA評価となった施策「令和6年全国高等学校総合体育大会（インターハイ）受け入れ準備及び実施」においては、令和4年度より視察や会場の施設改修、実行委員会等大会準備を進め、受け入れ態勢を万全に整えたうえで本番を迎えました。大会ではダイハツ九州アリーナと中津体育センターにおいて男女のバレーの試合が行われ、来場者へのおもてなしにも力を入れ、成功裏に終えることができました。

一方、「確かな学力の育成」については、全国学力・学習状況調査において、令和5年度と比較して全国平均点以上の学校は増加したものの低学力層の割合が増加していることから、昨年度に引き続きC評価となりました。また、「新しい時代に必要な総合力の育成」に関しては、中学卒業時点での英検3級取得及び3級相当の英語力を有する生徒の割合が48.8%と目標値の50%にほぼ到達していますが、中津市標準学力調査における基礎力の全国比が低下していることからC評価となりました。令和7年度以降も引続き目標達成に向け、APU留学生との交流等様々な取り組みを行っていきたくと考えています。

さらに「学校のあり方検討委員会（仮称）の設置」については、「令和6年度に教育委員会としての方向性を決める」という目標に達していないことからC評価となりましたが、現在も検討委員会において、視察等を行い慎重に協議を進めており、令和7年度には教育委員会としての方向性を決定したいと考えています。

その他の施策においても、来年度以降も引き続き各施策の目標を設定し、目標達成のために様々な取り組みを行ってまいります。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学教育学部 教授 住岡 敏弘

各施策の評価を踏まえて、総合知見を述べたいと思います。

令和5年度は、長く続いたコロナ禍が明け、市民の皆様の学習意欲の高まりとともに、学習活動や利用者数がコロナ禍以前の水準に近付いてきました。そして令和6年度は、多くの事業がさらに充実していくなかで、市民の学習意欲や活動はコロナ禍前を超えつつあるといえるでしょう。

そうしたなかで課題として挙げられるのは、学校教育の状況です。児童生徒の学力・学習の状況についてしてみると、すべての小中学校で全国平均以上を目指すという目標に対して、それを達成している学校が小学校は12校、中学校は4校であり、令和5年度よりも増加し、全体的には改善傾向にあるといえましょう。しかし一方で、中津市標準学力調査結果で示されたように、学力の2極化も進んでいます。低学力層の学力の底上げが喫緊の課題といえます。

今後、学力の底上げをはかる上で、3つの取組みが注目されます。一つ目は、市内の小中学校で取り組まれている「みんな活躍授業」です。教師が提示したキーワードをもとに授業の「課題」を全員がつかみ、「学び合い」の場面では、全員が考えを表現し、「まとめ」もみんなで導き出すなど、児童生徒全員の授業への主体的参加を促している注目すべき取組みといえます。この実践をすべての学校に広げ、子どもたちの学習に対する関心意欲を高めていくことは、学力の底上げにとって非常に重要であると考えます。二つ目は、授業におけるICTの積極的活用です。教科に応じてiPadを活用したり、AIドリル等も活用するなど、ICTを活用して基礎基本の習熟定着を図る実践が組織的に行われており、この取組みも学力の底上げには有効な手段となりうると思います。三つ目は、地域の方のご支援です。中津市では多くの地域の方がそれぞれの専門性を活かして、学習サポーターとして学習支援に参画されています。こうした地域の皆様のご支援も、児童生徒の学力向上に確実に資するものと考えます。

次に課題として挙げられるのが、施設・設備における安全・安心の確保です。学校施設については「学校施設長寿命化計画」にもとづき、改修が着実に進められています。また、学校給食については令和10年2学期からの供用開始に向けて、4つの調理場を再編した新調理場が災害リスクの低い高台に建設されることになっています。一方で、生涯学習に関連した公民館、コミュニティーセンター、芸術文化施設やスポーツ関連施設についても、築年数がかなり古い施設・設備については、修繕や改修がなされています。また、今年度、耶馬溪コミュニティーセンターが竣工し、全面バリアフリーで、市民に使いやすい施設となっています。

このように中津市では、施設・設備については計画的に修繕や改修、建て替えが進んでいますが、今後も市民が安心・安全に学びを深めたり、スポーツに親しむことのできる環境づくりに邁進していただきたいと思います。具体的には、老朽化の進む施設・設備における安全点検等の強化に努めていただくことで、思いがけない事故の防止に努めていただきたいと思います。また、激甚化する自然災害を見越した施設設備の整備も、学校や公民館、コミュニティーセンターなどで進めていただきたいと思います。さらに、バリアフリー化やDX化など、利用者に寄り添った施設整備を進めていただきたいと思います。たと

えば、コロナ禍を経て、生涯学習を再開された方のなかには高齢者も多くいらっしゃいます。施設設備面で高齢者や障がいのある方々が学び、活動しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

生涯学習や文化・芸術活動・スポーツの推進については、昨年度に続き、「不滅の福澤プロジェクト」や「三津同盟」などを核にした様々な企画が、学校教育と連携もしつつ展開され、地域の魅力を発信し、市民の学習活動を支援していることに非常に魅力を感じました。また、博物館と美術館、図書館が連携して、コラボ企画を実施し、参加者の学びを深めていこうとされている取組みも素晴らしいと感じました。スポーツに関しては、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が、無事、開催され、成功裏に終わったことは誠に喜ばしく思います。今後も、各施設が有する資源を活用して、市民の文化・芸術・スポーツ活動の支援や、郷土に対する愛情を高める機会につなげていただきたいと思います。

教育委員会活動の充実については、総合教育会議において市長と教育委員が緊密な連携をとり情報共有が行われています。今後とも、教育委員会におかれましては、教育現場の課題を把握・共有し、教育行政に対する責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。

中津市スポーツ推進委員の委嘱について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市スポーツ推進委員の委嘱について

【中津市スポーツ推進委員の（追加）】

氏名	性別	年齢	地区	住所
首藤 幸一			中津	
秋吉 春夫			中津	
小石 照美			中津	

委嘱理由：中津地区のスポーツ推進委員の補充及び生涯スポーツの推進ため、
スポーツ推進委員の推薦により3名追加。

委嘱機関：令和7年9月1日～令和9年3月31日（2年間）

【参考（新任追加後）】

（地区内訳）

地区名	人数	内訳
中津	11名	男：9 女：2
三光	9名	男：6 女：3
本耶馬溪	10名	男：6 女：4
耶馬溪	11名	男：6 女：5
山国	8名	男：8 女：0
合計	49名	男：35 女：14

（スポーツ推進委員定数）

○中津市スポーツ推進委員に関する規則

第3条 スポーツ推進委員は、54人以内とする。

事業契約の締結について（（仮称）中津市新学校給食共同調理
場整備運営事業）

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

議第 号

事業契約の締結について（(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業）

次の通り事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議決を求める。

令和 7年 8月26日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

1. 契約の目的 (仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業
2. 契約の方法 総合評価一般競争入札
3. 事業の場所 中津市大字永添2684番地7
4. 契約の金額 9,322,286,123円
ただし、上記金額に、(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業事業契約約款（以下「約款」という。）に定める方法による金利変更、物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とする。
5. 事業の概要 学校給食共同調理場の設計・建設業務、開業準備業務及び維持管理・運営業務 一式
6. 契約の相手方 大分県中津市大字万田648番地1
株式会社中津学校給食サービス
代表取締役 河村 一夫

説明

(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業の事業契約を締結したいので提出する。

耶馬溪ダムスポーツ公園の指定管理者制度導入に伴う関係条例
及び規則の改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

耶馬溪ダムスポーツ公園条例の一部を改正する条例の概要

1. 一部改正の理由

耶馬溪ダムスポーツ公園に指定管理者制度を導入することに伴い、関係規定の整備を行うため一部改正を行うもの。

令和7年度中に耶馬溪 B&G 海洋センター（やばすぽ）、耶馬溪運動場と共に3施設で指定管理者の募集を行う。

2. 一部改正の内容

(1) 第17条から第20条までに、以下の内容を定める。

- ①指定管理者による管理基準及び業務の範囲
- ②指定管理者の収入として利用料金の收受
- ③利用料金の減免

(2) 改正に伴い条例の表現を全般的に見直した結果、以下のように関係規定の整備を行う。

- ①耶馬溪ダムスポーツ公園の設置目的を明示
- ②いわゆる「暴力団排除条項」の新設
- ③地方自治法の表現に揃え、「使用」を「利用」に変更

3. 施行期日 公布の日

耶馬溪支所地域振興課 地域・観光・教育振興係 平松・山中（内線 244）
--

議第 号

耶馬溪ダムスポーツ公園条例の一部改正について

耶馬溪ダムスポーツ公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

耶馬溪ダムスポーツ公園条例の一部を改正する条例

耶馬溪ダムスポーツ公園条例（平成16年中津市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 国土交通省山国川河川事務所から管理運営を委託された施設を広く一般に快適なレクリエーション及び憩いの場として地域住民に提供するため、耶馬溪ダムスポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）を設置する。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「スポーツ公園への入場を拒み、若しくは退場を命じ、又は使用を拒んでは」を「、スポーツ公園への入場を拒み、又はスポーツ公園からの退場を命じ、その他スポーツ公園の利用を制限しては」に改め、同条第2項中「又は」の次に「スポーツ公園からの」を加える。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、「(以下「申請者」という。）」を削り、「同様と」を「、同様と」に改める。

第6条中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「申請者」を「スポーツ公園を利用しようとする者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が利用を
すると認めるとき。

第8条中「使用の」を「第5条の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第10条第1号中「使用者の責」を「利用者の責め」に、「使用できなかった」を「利
用できなかった」に改める。

第11条中「使用者は、使用するための」を「利用者は、スポーツ公園を利用する
に当たり、」に改める。

第12条の見出し中「目的外使用及び権利譲渡」を「目的外利用等」に改め、同条
中「使用者」を「利用者」に、「使用し、又は使用する」を「利用し、又は利用する」
に改める。

第13条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用者」を「利
用者」に、「使用条件」を「利用条件」に、「使用を停止し」を「利用を停止し」に、
「の取消しをする」を「を取り消す」に、「使用者」を「利用者」に、「責」を「責め」
に改める。

第14条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用を終了したとき又はその使用」
を「利用を終了したとき又はその利用」に、「使用場所」を「利用場所」に改め、同条
第2項中「前項」の次に「の規定による原状回復」を加え、「使用者」を「利用者」に
改める。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「き損」を「毀損」に改める。

第17条を第21条とし、第16条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 委員会は、スポーツ公園の設置の目的を効果的に達成するために必要があ
ると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244
条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にスポーツ公園の管理を行
わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にスポーツ公園の管理を行わせる場合における第4
条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」
とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第18条 指定管理者が行うスポーツ公園の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) スポーツ公園の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ公園の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) スポーツ公園の利用の受付及び案内に関すること。
- (3) スポーツ公園の利用の許可に関すること。
- (4) スポーツ公園の利用の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めること。

(利用料金)

第20条 スポーツ公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免し、又は利用料金の全部又は一部を還付することができる。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第8条から第10条まで及び第16条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

耶馬溪ダムスポーツ公園に指定管理者制度を導入することに伴い、関係規定を整備するため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○耶馬溪ダムスポーツ公園条例

改正後	改正前
<p>(設置)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 国土交通省山国川河川事務所から管理運営を委託された施設を広く一般に快適なレクリエーション及び憩いの場として地域住民に提供するため、耶馬溪ダムスポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 この条例は、国土交通省山国川ダム・堰統合管理事務所から管理運営を委託された耶馬溪ダムスポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(利用の範囲)</p>	<p>(使用の範囲)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(利用の制限)</p>	<p>(使用の制限)</p>
<p>第4条 委員会は、正当な理由がなければ、スポーツ公園への入場を拒み、又はスポーツ公園からの退場を命じ、その他スポーツ公園の利用を制限してはならない。</p>	<p>第4条 委員会は、正当な理由がなければ、スポーツ公園への入場を拒み、若しくは退場を命じ、又は使用を拒んでは</p>
<p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スポーツ公園への入場を拒み、又はスポーツ公園からの退場を命じることができる。</p>	<p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スポーツ公園への入場を拒み、又は</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(利用の許可)</p>	<p>(使用の許可)</p>
<p>第5条 スポーツ公園を利用しようとする者_____は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第5条 スポーツ公園を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(条件許可)</p>	<p>(条件許可)</p>
<p>第6条 委員会は、前条の許可について管理上必要があるときは、利用の目的、範囲、期間その他の必要な事項について、条件を付することができる。</p>	<p>第6条 委員会は、前条の許可について管理上必要があるときは、使用の目的、範囲、期間その他の必要な事項について、条件を付することができる。</p>
<p>(利用の不許可)</p>	<p>(使用の不許可)</p>
<p>第7条 委員会は、スポーツ公園を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないものとする。</p>	<p>第7条 委員会は、申請者_____が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) スポーツ公園を毀損する等管理上支障があると認めるとき。</p>	<p>(3) スポーツ公園をき損する等管理上支障があると認めるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が利用をすると認めるとき。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 略 (使用料)</p>	<p>(4) 略 (使用料)</p>
<p>第8条 <u>第5条の許可を受けた者</u> (以下「利用者」という。) は、別表に定める使用料を納めなければならない。 (使用料の還付)</p>	<p>第8条 <u>使用</u> の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を納めなければならない。 (使用料の還付)</p>
<p>第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災地変その他<u>利用者の責め</u>に帰することができない理由により、<u>利用できなかったとき</u>。 (2) 略 (造作等の制限)</p>	<p>第10条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災地変その他<u>使用者の責</u>に帰することができない理由により、<u>使用できなかったとき</u>。 (2) 略 (造作等の制限)</p>
<p>第11条 <u>利用者は、スポーツ公園を利用するに当たり、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</u> (目的外利用等 _____ の禁止)</p>	<p>第11条 <u>使用者は、使用するための _____ 特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。</u> (目的外使用及び権利譲渡の禁止)</p>
<p>第12条 <u>利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u> (利用許可の取消し等)</p>	<p>第12条 <u>使用者は、許可された目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u> (使用許可の取消し等)</p>
<p>第13条 委員会は、<u>利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更し、利用を停止し、又は許可を取り消す</u> ことができる。この場合において、<u>利用者が損害を受けても、委員会はその責めを負わない。</u> (1)～(4) 略 (原状回復義務)</p>	<p>第13条 委員会は、<u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、使用を停止し、又は許可の取消しを</u> することができる。この場合において、<u>使用者が損害を受けても、委員会はその責</u> を負わない。 (1)～(4) 略 (原状回復義務)</p>
<p>第14条 <u>利用者は、スポーツ公園の利用を終了したとき又はその利用の停止を命じられたときは、速やかに利用場所を原状に回復しなければならない。</u></p>	<p>第14条 <u>使用者は、スポーツ公園の使用を終了したとき又はその利用の停止を命じられたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定による原状回復に要する経費は、<u>利用者</u>の負担とする。 (損害の賠償)</p>	<p>2 前項_____に要する経費は、<u>使用者</u>の負担とする。 (損害の賠償)</p>
<p>第15条 <u>利用者</u>は、故意又は過失により、スポーツ公園及び附属設備を汚損し、又は<u>毀損</u>したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 (過料)</p>	<p>第15条 <u>使用者</u>は、故意又は過失により、スポーツ公園及び附属設備を汚損し、又は<u>き損</u>したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 (過料)</p>
<p>第16条 略 (指定管理者による管理)</p>	<p>第16条 略</p>
<p>第17条 委員会は、スポーツ公園の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にスポーツ公園の管理を行わせることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項の規定により指定管理者にスポーツ公園の管理を行わせる場合における第4条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。 (管理の基準)</p>	
<p>第18条 指定管理者が行うスポーツ公園の管理の基準は、次のとおりとする。 (1) <u>関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。</u> (2) <u>適切なサービスの提供を行うこと。</u> (3) <u>スポーツ公園の維持管理を適切に行うこと。</u> (4) <u>業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。</u> (業務の範囲)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) <u>スポーツ公園の維持管理及び修繕に関すること。</u> (2) <u>スポーツ公園の利用の受付及び案内に関すること。</u> (3) <u>スポーツ公園の利用の許可に関すること。</u> (4) <u>スポーツ公園の利用の促進に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めること。</u> (利用料金)</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>第20条 スポーツ公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免し、又は利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、第8条から第10条まで及び第16条の規定は、適用しない。</p> <p>（委任）</p> <p>第21条 略</p>	<p>（新設）</p> <p>（委任）</p> <p>第17条 略</p>

耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則の一部を 改正する規則の概要

1. 一部改正の理由

耶馬溪ダムスポーツ公園に指定管理者制度を導入することに伴い、関係規定の整備を行うため一部改正を行うもの。

令和7年度中に耶馬溪 B&G 海洋センター（やばすぽ）、耶馬溪運動場と共に3施設で指定管理者の募集を行う。

2. 一部改正の内容

(1) 第13条及び第14条として、以下の内容を定める。

- ① 指定管理者が管理を行う場合の条文の読替え
- ② 利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い

(2) 条例と同様、地方自治法の表現に揃え、「使用」を「利用」に変更

3. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

- ・ 規則の一部改正の施行の際、現に作成又は提出されている書類は、改正後の規則に基づいて作成又は提出されている書類とみなす。
- ・ 改正前の様式は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

耶馬溪支所地域振興課 地域・観光・教育振興係 平松・山中（内線 244）
--

耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則
耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則(平成17年中教規則第1号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「施行」を「規定により設置された耶馬溪ダムスポーツ公園(以下「スポーツ公園」という。)の運営及び管理」に改める。

第2条の見出し中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条中「耶馬溪ダムスポーツ公園(以下「スポーツ公園」という。)の使用時間」を「スポーツ公園の利用時間」に改め、同条第1号中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第3条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第1項中「使用の許可」を「利用の許可」に、「(以下「申請者」という。)は、使用」を「は、利用」に、「使用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第4条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用時間を同じく、又は使用時間」を「利用時間を同じくし、又は利用時間」に、「申請者が2人」を「申請が2」に、「使用の許可」を「利用の許可」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「申請書の提出に基づき使用」を「提出された申請書に対し、利用」に、「使用許可書」を「利用許可書」に、「申請者」を「、当該申請書を提出した者」に改める。

第6条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用許可申請」を「利用許可申請」に、「使用する日」を「利用する日」に改め、「委員会に」の次に「その旨を」を加える。

第9条の見出し中「使用上」を「利用上」に改め、同条中「使用者」を「利用者」

に改め、「の各号」を削り、同条第7号中「使用上」を「利用上」に改める。

第10条の見出し中「使用制限」を「利用制限」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第11条及び第12条中「使用者」を「利用者」に改める。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第13条 条例第17条第1項の規定により指定管理者にスポーツ公園の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	中津市教育委員会（以下「委員会」という。）	指定管理者は、必要と認められるときは中津市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて
第3条、第5条及び第6条	委員会	指定管理者

2 指定管理者は、前項の規定で読み替えられた第2条の規定により利用時間及び休日を変更するときは、利用時間等変更承認願により、委員会の承認を受けなければならない。

(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)

第14条 条例第20条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

2 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、利用料金承認願により、委員会の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

4 利用料金を減免することができる場合は第8条各号に掲げる場合とし、還付する場合は次に掲げる場合とする。

(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由によりスポーツ公園を利用できなかった場合

(2) スポーツ公園の利用の日の前日までに利用の許可が取り消された場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成され、又は提出されている書類は、この規則による改正後の耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則の規定により作成され、又は提出された書類とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

新旧対照表

○耶馬溪ダムスポーツ公園の運営及び管理に関する規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、耶馬溪ダムスポーツ公園条例（平成16年中津市条例第95号。以下「条例」という。）の規定により設置された耶馬溪ダムスポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）の運営及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、耶馬溪ダムスポーツ公園条例（平成16年中津市条例第95号。以下「条例」という。）の<u>施行</u> _____ について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(利用時間及び休日)</p> <p>第2条 <u>スポーツ公園の利用時間</u> _____ 及び休日は、次のとおりとする。ただし、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>利用時間</u> 9時から22時まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(利用許可の申請)</p>	<p>(使用時間及び休日)</p> <p>第2条 <u>耶馬溪ダムスポーツ公園</u>（以下「スポーツ公園」という。）の<u>使用時間</u>及び休日は、次のとおりとする。ただし、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>使用時間</u> 9時から22時まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(使用許可の申請)</p>
<p>第3条 条例第5条の規定により、スポーツ公園の<u>利用の許可</u>を受けようとする者 _____ は、<u>利用しようとする日の1月前から当日まで</u>（以下「受付期間」という。）に、<u>利用許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 _____ 申請書の受付は、スポーツ公園の休日以外の日に行うものとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用許可の順位)</p>	<p>第3条 条例第5条の規定により、スポーツ公園の<u>使用の許可</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>使用しようとする日の1月前から当日まで</u>（以下「受付期間」という。）に、<u>使用許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の申請書の受付</u>は、スポーツ公園の休日以外の日に行うものとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可の順位)</p>
<p>第4条 <u>利用時間を同じくし、又は利用時間の一部が互いに重なる申請</u> が <u>2人以上あるときの利用の許可</u>は、申請の順序によるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p>	<p>第4条 <u>使用時間を同じくし、又は使用時間の一部が互いに重なる申請者</u>が <u>2人以上あるときの使用の許可</u>は、申請の順序によるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p>
<p>第5条 委員会は、<u>提出された申請書</u>に対し、<u>利用</u>を許可したときは、<u>利用</u></p>	<p>第5条 委員会は、<u>申請書の提出に基づき使用</u> _____ を許可したときは、<u>使用</u></p>

改正後	改正前									
<p>許可書（様式第2号）を、当該申請書を提出した者に交付するものとする。 <u>（利用許可の変更）</u></p> <p>第6条 スポーツ公園の<u>利用</u>の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、スポーツ公園の<u>利用許可申請</u>の内容を変更しようとするときは、<u>利用する日の前日までに、委員会にその旨を届け出なければならない</u>。この場合において、委員会が当該届出を認めたときは、前条の許可を受けたものとみなす。 <u>（利用上の遵守事項）</u></p> <p>第9条 <u>利用</u>者は、条例に定めるもののほか、次_____に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(6) 略 (7) その他<u>利用上</u>の条件及び職員の指示に従うこと。 <u>（中学生以下の者の利用制限）</u></p> <p>第10条 中学生以下の者がスポーツ公園を<u>利用</u>するときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。 <u>（職員の立入り）</u></p> <p>第11条 <u>利用</u>者は、委員会から管理上職員の立入りを求められたときは、これを拒んではならない。 <u>（届出）</u></p> <p>第12条 <u>利用</u>者は、スポーツ公園及びその附属設備を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。 <u>（指定管理者が管理を行う場合の取扱い）</u></p> <p>第13条 条例第17条第1項の規定により指定管理者にスポーツ公園の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="161 1295 1088 1428"> <tr> <td data-bbox="161 1295 439 1337">第2条</td> <td data-bbox="439 1295 748 1337">中津市教育委員会（以下</td> <td data-bbox="748 1295 1088 1337">指定管理者は、必要と認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1337 439 1378"></td> <td data-bbox="439 1337 748 1378">「委員会」という。）</td> <td data-bbox="748 1337 1088 1378">められるときは中津市教</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1378 439 1428"></td> <td data-bbox="439 1378 748 1428"></td> <td data-bbox="748 1378 1088 1428">育委員会（以下「委員会」</td> </tr> </table>	第2条	中津市教育委員会（以下	指定管理者は、必要と認		「委員会」という。）	められるときは中津市教			育委員会（以下「委員会」	<p>許可書（様式第2号）を <u>申請者</u> _____ に交付するものとする。 <u>（使用許可の変更）</u></p> <p>第6条 スポーツ公園の<u>使用</u>の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、スポーツ公園の<u>使用許可申請</u>の内容を変更しようとするときは、<u>使用する日の前日までに、委員会に_____届け出なければならない</u>。この場合において、委員会が当該届出を認めたときは、前条の許可を受けたものとみなす。 <u>（使用上の遵守事項）</u></p> <p>第9条 <u>使用</u>者は、条例に定めるもののほか、<u>次の各号</u>に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(6) 略 (7) その他<u>使用上</u>の条件及び職員の指示に従うこと。 <u>（中学生以下の者の使用制限）</u></p> <p>第10条 中学生以下の者がスポーツ公園を<u>使用</u>するときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。 <u>（職員の立入り）</u></p> <p>第11条 <u>使用</u>者は、委員会から管理上職員の立入りを求められたときは、これを拒んではならない。 <u>（届出）</u></p> <p>第12条 <u>使用</u>者は、スポーツ公園及びその附属設備を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p>
第2条	中津市教育委員会（以下	指定管理者は、必要と認								
	「委員会」という。）	められるときは中津市教								
		育委員会（以下「委員会」								

改正後			改正前
		という。)の承認を受け て	
第3条、第5条及び委員会 第6条		指定管理者	
2 指定管理者は、前項の規定で読み替えられた第2条の規定により利用時間及び休日を変更するときは、利用時間等変更承認願により、委員会の承認を受けなければならない。 <u>(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)</u>			
第14条 条例第20条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として			(新設)
収受させる場合における第7条(見出しを含む。)及び第8条(見出しを含む。)の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。			
2 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、利用料金承認願により、委員会の承認を受けなければならない。			
3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。			
4 利用料金を減免することができる場合は第8条各号に掲げる場合とし、 還付する場合は次に掲げる場合とする。 <u>(1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由によりスポーツ公園を利用できなかった場合</u> <u>(2) スポーツ公園の利用の日の前日までに利用の許可が取り消された場</u> 合			
第15条 略			(委任) 第13条 略

中津南高等学校耶馬溪校の全国募集に伴う学生寮の設置及び管理に関する条例及び規則の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例の概要

1. 趣旨

大分県立中津南高等学校耶馬溪校の生徒を県内外から広く受け入れることに伴い、同校の特色ある教育活動、スポーツの振興、人材育成及び地域の活性化に資するため、条例を制定するもの。

2. 制定内容

次のような条文構成とする。

- ・ 設置（第 1 条）
- ・ 名称及び位置（第 2 条）
- ・ 入寮の許可（第 3 条）
- ・ 許可の取消し（第 4 条）
- ・ 退寮届（第 5 条）
- ・ 寮費（第 6 条）
- ・ 寮費の還付（第 7 条）
- ・ 権利の譲渡等の禁止（第 8 条）
- ・ 損害の賠償（第 9 条）
- ・ 指定管理者関係（第 10 条～第 14 条）
※現時点で指定管理者制度を導入する予定はなし。
- ・ 委任（第 15 条）

3. 施行期日等

(1) 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 準備行為 第 3 条の許可に関し必要な行為は、施行期日前においても行うことができる。

耶馬溪支所地域振興課 (内線 245)

議第 号

中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例の制定について
中津南高等学校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津南高校耶馬溪校学生寮の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 大分県立中津南高等学校耶馬溪校（以下「耶馬溪校」という。）の生徒を県内外から広く受け入れ、耶馬溪校の特色ある教育活動、スポーツの振興、人材育成及び地域の活性化に資するため、中津南高校耶馬溪校学生寮（以下「寮」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平田寮	中津市耶馬溪町大字平田1387番地3

(入寮の許可)

第3条 耶馬溪校に在学する生徒（入学が決定している者を含む。）のうち、入寮を希望する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の取消し)

第4条 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「入寮生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消し、退寮を命じることができる。この場合において、入寮生に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

(1) 入寮生が耶馬溪校の生徒でなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により前条の許可を受けたとき。

(3) 寮費を3か月以上滞納したとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規程又は教育委員会の指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、寮の管理上支障があると認められるとき。

2 入寮生は、前項の規定により前条の許可を取り消されたときは、速やかに退寮しなければならない。

(退寮届)

第5条 入寮生は、退寮するときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

ただし、入寮の許可を受けた期間の満了により退寮する場合は、この限りでない。

(寮費)

第6条 入寮生は、その月分の寮費を当月末日までに納めなければならない。

2 寮費の額は、月額50,000円を上限とし、市長が別に定める基準により算定した額とする。

3 入寮生が月の途中で入寮し、又は退寮した場合は、その月分の寮費は1か月分を納めるものとし、日割計算は行わないものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、寮費を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(寮費の還付)

第7条 既に徴収した寮費は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 入寮生は、寮を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第9条 入寮生は、善良な管理者の注意をもって、寮を利用しなければならない。

2 入寮生は、故意又は過失により寮の施設及び附属設備を汚損し、又は毀損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 教育委員会は、寮の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に寮の管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に寮の管理を行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う寮の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 寮の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 寮の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 寮の利用の受付及び許可に関すること。
- (3) 寮の利用の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

(造作等の制限)

第13条 指定管理者が寮の管理に当たり、その施設内に工作物を設置し、又は寮に特別な造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(寮費の收受等)

第14条 寮費は、指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の収入として收受させる場合の寮費の額は、第6条第2項の規定により算定した額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

- 3 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、寮費を減免し、又は寮費の全部又は一部を還付することができる。

- 4 第1項の規定により寮費を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第6条第2項及び第4項並びに第7条の規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による許可及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

説 明

大分県立中津南高等学校耶馬溪校の生徒を県内外から広く受け入れることに伴い、同校の特色ある教育活動、スポーツの振興、人材育成及び地域の活性化に資するため、本案のように制定いたしたく提出する。

中学校体育連盟 全国・九州大会出場費補助要領の一部改正概要について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年8月22日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中学校体育連盟

全国・九州大会出場費補助要領の一部改正概要

1 趣旨

九州中学校体育大会派遣事業、全国中学校体育大会派遣事業に要する参加費について、金額を変更するもの。

2 一部改正の内容

九州中学校体育大会派遣事業及び、全国中学校体育大会派遣事業に要する参加費において、1人当たりの補助対象経費の限度額を、九州大会2,000円、全国大会3,000円から、九州大会3,000円、全国大会4,000円とする。

3 施行期日

令和7年8月1日

教育委員会体育・給食課
(内線 471)

新旧対照表

○中体連全国・九州大会出場費補助要領

改正後	改正前												
<p>(4) 参加費 九州・全国中学校体育大会派遣事業に要する参加費とする。</p> <table data-bbox="208 336 1016 405"> <tr> <td>1人あたりの補助対象経費の限度額</td> <td>九州大会</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国大会</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	1人あたりの補助対象経費の限度額	九州大会	3,000円		全国大会	4,000円	<p>(4) 参加費 九州・全国中学校体育大会派遣事業に要する参加費とする。</p> <table data-bbox="1209 336 2018 405"> <tr> <td>1人あたりの補助対象経費の限度額</td> <td>九州大会</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国大会</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	1人あたりの補助対象経費の限度額	九州大会	2,000円		全国大会	3,000円
1人あたりの補助対象経費の限度額	九州大会	3,000円											
	全国大会	4,000円											
1人あたりの補助対象経費の限度額	九州大会	2,000円											
	全国大会	3,000円											

7月21日～8月31日 教育委員会 報告

7月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
26日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	
	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂 10」	小幡記念図書館視聴覚室	
27日(日)				
28日(月)	9:00	教育課程研究協議会・統一部会	各会場	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
29日(火)	14:00	授業づくり研修会	大幡コミュニティセンター	
	19:00	市子連親子ふれあい創作活動 (親子で手作り花火)	鶴居コミュニティセンター	
30日(水)				
31日(木)	13:40	特別支援教育研修会	三光コミュニティセンター	
	14:00	中津市立図書館と学校図書館司書との合同研修会	小幡記念図書館研修室	
	19:00	市子連親子ふれあい創作活動 (親子で手作り花火)	大幡コミュニティセンター	

8月

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(金)		小学生「夏休み☆本の感想文(オススメ本の紹介文)作成」(~8月22日)	三光図書館	
	9:00	校長・所長面談Ⅱ	教育委員会室	
	18:30	第6回中津市学校のあり方検討委員会	教育委員会室	
2日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
	10:00	なかはく夏休み子ども体験学習講座	歴史博物館	
	10:30	小学生「夏の工作教室」 『卵パックで作る☆ビー玉落とし&迷路』	本耶馬溪図書館	
	13:30	中津少年少女発明クラブ第4回講座	中津市生涯学習センター まなびん館	
	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂 12」	小幡記念図書館視聴覚室	
3日(日)	10:00	なかはく夏休み子ども体験学習講座	歴史博物館	
	10:00	なかはく夏の手作りワークショップ	歴史博物館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
4日(月)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
	10:00	井上こどもメディカルスーパーバイザー研修会(養護教諭対象)	中津下毛教育会館	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	

日・曜	時間	催し物	場所	備考
5日(火)		なかはくとうろう夜(～8/31までとうろう点灯)	歴史博物館	
	10:00	井上こどもメディカルスーパーバイザー研修会(教育補助員対象)	小楠コミュニティーセンター	
	13:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
	19:00	市子連親子ふれあい創作活動(親子で手作り花火)	沖代公民館	
6日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティーセンター等	
	11:20	津山市よりオンライン交流校訪問(5日～6日)・中津市教委訪問	今津小・中学校、教育長室	
7日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティーセンター等	
8日(金)	9:00	校長・所長面談Ⅱ	教育委員会室	
	13:30	小学生「夏の工作教室」『ペットボトルを使った二つのリングのツーリング飛行機』『ストローを使って紙飛行機』	山国図書館	
	14:00	小学生「夏の工作教室」『ワクワク万華鏡をつくろう』	小幡記念図書館 研修室	
9日(土)		学校閉庁日(～17日まで)		
		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティーセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティーセンター等	
		なかはくナイトミュージアム(21時まで開館)	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「お終活 再春！」	小幡記念図書館 視聴覚室	
10日(日)	9:00	恩塚亨氏バスケットボール教室	ダイハツ九州アリーナ	市長・教育長他
11日(月)				
12日(火)				
13日(水)				
14日(木)				
15日(金)				
16日(土)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティーセンター等	
	9:20	中津市各種女性団体連絡協議会大会	中津下毛教育会館	市長・教育長他
	14:00	上映会(児童)「ゴミおばけがやってきた」	小幡記念図書館 視聴覚室	
17日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	教育福祉センター	
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
19日(火)	9:20	第9回市人研大会	文化会館	
20日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティーセンター等	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	

日・曜	時間	催し物	場所	備考
21日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
22日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
23日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
	9:00	企画展「よしながこうたく絵本原画展」(~9/23まで)	木村記念美術館	
	10:00	海外留学生報告会	新中津市学校	
24日(日)	11:00	日曜おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	13:00	北原人形芝居ワークショップ	歴史博物館	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
25日(月)		2学期始業式	各小・中学校	
26日(火)	13:30	中津市公民館長会議	本耶馬溪コミュニティセンター	
	14:00	定例校長会議・井上こどもメディカルスーパーバイザー研修会	大会議室	
27日(水)		アーカイブズ講座(~8/29まで)	新中津市学校、他	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
	9:00	八面山美術展巡回展~9/15	八面山荘	
28日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
29日(金)				
30日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	
	14:00	上映会(一般) 「落下の解剖学」	小幡記念図書館 視聴覚室	
31日(日)	9:00	中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業 まなびば	中津市生涯学習センターまなびん館	
	10:00	中学生英語弁論大会・英語プレゼンテーション大会	新中津市学校	

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(月)					
2日(火)					
3日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
4日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
5日(金)					
6日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(一般)「うかうかと終焉」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
7日(日)	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	生涯学習推進室	
	14:00	子ども読書サミットー学びの里なかつ推進プロジェクト「よしながこうたく 読み聞かせ&ライブペイント」	小幡記念図書館視研修室	大分県教育委員会・中津市教育委員会共同主催(小幡記念図書館担当)	市長、県社会教育課長、議長、教育長、教育委員他
8日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
9日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	小幡記念図書館	
10日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
11日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
12日(金)					
13日(土)		第78回大分県民スポーツ大会 開会式及び主日程競技開始(14日まで)	別府市他	体育・給食課	市長・教育長他
		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「でんしゃでおぼえる123」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
14日(日)	10:00	日本語教室「あい♡ことば」	豊田公民館	生涯学習推進室	
15日(月)					
16日(火)					
17日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	10:00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
18日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
19日(金)	14:00	図書館講座「かんたん和綴じ講座」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
20日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	9:00	「お水道の石樋」市指定40周年記念「御水道展」(~11/3まで)	歴史博物館	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般)「九十歳。何がめでたい」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
21日(日)					
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
23日(火)					
24日(水)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
25日(木)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
26日(金)	14:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
27日(土)		学びのススメ土曜塾	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	14:00	上映会(児童)「ギョギョッとサカナ★スター選手権」	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
28日(日)		中津市放課後子ども教室	各公民館、コミュニティセンター等	生涯学習推進室	
	10:00	中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業 まなびば	三光コミュニティセンター、教育福祉センター	生涯学習推進室	
	13:30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	生涯学習推進室	
	13:30	「御水道展」記念講演会	新中津市学校	歴史博物館	
29日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
30日(火)					